

会

議

午前10時 0分開会

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（増田 清君） 本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、9番 増田榮策君であります。

ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

〔局長補佐朗読〕

議長（増田 清君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時14分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

沢登議員より提出されました発議第7号 下田市林道管理条例の制定については13日の日程といたしますので、ご了承願います。

認第1号～認第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成21年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上の11件を

一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） それでは、認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

決算書の用意をお願いいたします。

それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表についてですが、一般会計と9特別会計を合計した決算額は、歳入決算額169億2,051万6,949円、歳出決算額163億368万3,307円、歳入決算額は前年度に比較しますとマイナス10億3,090万1,066円、5.7%の減、歳出決算額はマイナス11億8,821万1,476円、6.8%の減となっています。

次に、認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

歳入総額96億8,658万9,499円、歳出総額92億7,890万7,774円、歳入歳出差引額は4億768万1,725円となっています。前年度に比較しますと、歳入で6億1,921万6,264円、6.8%の増、歳出では4億8,478万6,846円、5.5%の増です。予算現額に対する執行率は、歳入では98.8%、歳出は94.7%となっています。

次に、3ページをお願いします。

歳入から説明させていただきます。

1款市税31億7,427万7,206円、構成比35%、内訳は市民税11億4,968万6,488円、市税構成比構成比36.2%、固定資産税15億1,792万3,832円、市税構成比47.8%、軽自動車税5,118万4,295円、市たばこ税1億7,772万4,575円、特別土地保有税80万8,500円、入湯税8,244万2,103円、都市計画税1億9,450万7,413円です。

なお、市民税、固定資産税で市税の84%を占めています。

2款地方譲与税8,113万9,230円、3款利子割交付金1,018万7,000円、4款配当割交付金339万2,000円、5款株式等譲渡所得割交付金186万6,000円、6款地方消費税交付金2億8,264万9,000円、7款ゴルフ場利用税交付金946万2,320円、8款自動車取得税交付金3,084万6,000円、9款地方特例交付金3,133万円、10款地方交付税26億9,647万4,000円、構成比29.7%です。11款交通安全対策特別交付金372万5,000円、12款分担金及び負担金1億4,987

万4,060円、13款使用料及び手数料1億5,092万813円。

14款国庫支出金13億1,057万931円、構成費14.5%です。

内訳は、国庫負担金は5億8,985万1,575円、国庫補助金は6億8,251万4,402円、国庫委託金は3,820万4,954円となっております。

15款県支出金5億3,749万3,044円、構成費5.9%です。

内訳は、県負担金は2億2,971万3,561円、県補助金は2億3,162万4,729円、県委託金は7,715万4,754円となっております。

16款財産収入2,551万1円、17款寄附金3,836万8,757円、18款繰入金2億3,860万2,973円、19款繰越金2億7,325万2,307円、20款諸収入1億1,224万8,857円、21款市債5億2,340万円です。構成比5.8%であります。

次に、歳出の概要につきまして説明させていただきます。

9ページをお開きください。

1款議会費の支出済額は1億534万254円で、執行率は99.2%、前年度に比較しますとマイナス141万6,666円、1.3%の減となっております。

2款総務費の支出済額は18億4,788万708円で、執行率は125.9%、前年度に比較しますと5億2,945万9,539円、40.2%の増となっております。主な要因は、庁舎建設基金積立金、定額給付金等があります。繰越明許費として防災用機材管理整備事業（J-ALERT改良工事）、電算処理総務事業（子ども手当システム導入作業委託）があります。

3款民生費の支出済額は24億9,005万9,759円で、執行率は98.3%、前年度に比較しますと1億5,413万6,943円、6.6%の増となっています。主な要因は、介護保険会計繰出金、後期高齢者医療事業負担金・繰出金、地域子育て支援センター建設事業等です。また、繰越明許費として総合福祉会館管理運営事業（きめ細かな事業分）があります。

4款衛生費の支出済額は7億6,007万2,285円で、執行率は95.9%、前年度に比較しますとマイナス5億2,002万8,500円、40.6%の減となっています。主な要因は、焼却炉改良事業の完成です。また、繰越明許費として共立湊病院組合負担事務（指定寄附分）があります。

5款農林水産業費の支出済額は2億3,212万2,762円で、執行率は98.7%、前年度に比較しますと533万314円、2.4%の増となっています。事業においては、須崎漁港水産基盤整備事業、白浜漁港水産基盤整備事業等があります。

6款商工費の支出済額は1億9,676万3,516円、執行率は98.5%、前年度に比較しますと4,559万7,168円、30.2%の増となっています。主な要因は、ふるさと雇用再生対策事業、旧

澤村邸管理事業、下田公園あじさい園整備事業等があります。

7款土木費の支出済額は11億22万2,761円で、執行率は93.7%、前年度に比較しますと4,842万1,719円、4.6%の増となっています。下水道事業特別会計繰出金が6億6,600万円あります。ほかに県営街路事業負担金があります。繰越明許費として道路橋梁、河川排水維持事業(きめ細かな事業)があります。

8款消防費の支出済額は4億5,469万2,212円で、執行率は103.5%、前年度に比較しますと2,082万7,209円、4.8%の増となっています。主な要因は、下田地区消防組合負担金があります。

9款教育費の支出済額は7億3,885万835円で、執行率は98.2%、前年度に比較しますと1億3,706万8,755円、22.8%の増となっています。主な要因は、小学校費は小学校ICT環境整備事業、中学校費は中学校ICT環境整備事業があります。社会教育費は、経済危機対策として市民文化会館整備事業があります。繰越明許費として小・中学校管理事業及び保健体育総務事務(きめ細かな事業)があります。

10款災害復旧費の支出済額は7,078万2,946円で、執行率は108.7%、前年度に比較しますと3,910万7,592円、123.5%の増となっています。これは7月17日、8月11日、10月8日に発生した災害による復旧費です。

11款公債費の支出済額は12億8,211万9,736円で、前年度に比較しますと2,628万2,773円、2.1%の増となっています。

次に、歳入歳出決算事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

1款市税は、予算現額31億5,613万9,000円に対しまして、調定額41億1,520万9,824円、収入済額31億7,427万7,206円、不納欠損額2億5,457万4,414円、収入未済額6億8,635万8,204円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス1億966万3,862円、2.6%の減となっています。収納率は77.1%で、前年度を0.6%下回っております。

21ページをお願いします。

2款地方譲与税は、予算現額8,113万9,000円、調定額、収入済額とも8,113万9,230円、調定額を前年度と比較しますとマイナス469万3,770円、5.5%の減となっています。

3款利子割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも1,018万7,000円、前年度と比較しますとマイナス186万2,000円、15.5%の減となっています。

次に、23ページをお願いします。

4款配当割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも339万2,000円、前年度と比較しますとマイナス91万円、21.2%の減となっています。

5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも186万6,000円、前年度と比較しますと36万円、2.0%の増となっています。

6款地方消費税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも2億8,264万9,000円、前年度と比較しますと1,417万5,000円、5.3%の増となっています。

7款ゴルフ場利用税交付金は、予算現額946万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも946万2,320円、調定額を前年度と比較しますとマイナス86万525円、8.3%の減となっています。

次に、25ページをお願いします。

8款自動車取得税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも3,084万6,000円、前年度と比較しますとマイナス2,034万2,000円、39.7%の減となっています。

9款地方特例交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも3,133万円、前年度と比較しますと580万1,000円、22.7%の増となっています。これは、地方特別交付金、減税補てん特例交付金の増によるものです。

10款地方交付税は、予算現額、調定額、収入済額とも26億9,647万4,000円、前年度と比較しますと7,474万1,000円、2.9%の増となっています。普通交付税は23億1,696万2,000円、前年度と比較しますと6,668万2,000円、3.0%の増、特別交付税は3億7,951万2,000円、805万9,000円、2.2%の増となっています。

11款交通安全対策特別交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも372万5,000円、前年度と比較しますとマイナス7万6,000円、2.0%の減となっています。

12款分担金及び負担金は、予算現額1億4,906万6,000円に対しまして、調定額1億5,389万3,010円、収入済額1億4,987万4,060円、不納欠損額119万3,500円、収入未済額282万5,450円です。調定額を前年度と比較しますと46万934円、0.3%の増となっています。

なお、不納欠損額、収入未済額につきましては、2項1目2節児童福祉費負担金です。

29ページをお願いします。

13款使用料及び手数料は、予算現額1億5,697万4,000円、調定額1億5,308万813円、収入済額1億5,092万813円、収入未済額216万円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス717万7,949円、4.5%の減となっています。

なお、収入未済額は1項6目2節河川占用料、同4節住宅使用料です。

次に、35ページをお願いします。

14款国庫支出金は、予算現額14億2,035万7,000円に対しまして、調定額13億9,691万7,931円、収入済額13億1,057万931円、収入未済額は8,634万7,000円です。調定額を前年度と比較しますと2億5,938万900円、22.8%の増となっています。この主な要因は、2項7目総務費国庫補助金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、定額給付金給付事業費です。

なお、収入未済額は2項1目2節児童福祉費補助金と2項7目3節地域活性化・きめ細かな臨時交付金です。

次に、43ページをお願いします。

15款県支出金は、予算現額5億5,779万7,000円に対しまして、調定額5億4,999万3,044円、収入済額5億3,849万3,044円、収入未済額は1,150万円です。調定額を前年度と比較しますと8,655万7,199円、18.7%の増となっています。この主な要因は、緊急雇用創出事業等です。

なお、収入未済額は2項1目7節防災情報通信設備整備事業交付金です。

51ページをお願いします。

16款財産収入は、予算現額2,697万3,000円に対しまして、調定額2,615万58円、収入済額2,551万1円、収入未済額64万57円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス1,024万7,546円、28.2%の減となっています。

なお、収入未済額は1項1目1節市有地貸付収入です。

次に、53ページをお願いします。

17款寄附金は、予算現額3,788万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3,836万8,757円です。調定額を前年度と比較しますと、2,231万5,198円、139%の増となっています。この主な要因は、大久保婦久子顕彰基金と急傾斜地崩壊対策事業受益者等に対する寄附金です。

次に、55ページをお願いします。

18款繰入金は、予算現額2億3,944万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億3,860万2,973円です。調定額を前年度と比較しますと5,297万3,771円、28.5%の増となっています。この主な要因は、財政調整基金、減債基金等によるものです。

57ページをお願いします。

19款繰越金は備考欄記載のとおりです。

59ページをお願いします。

20款諸収入は、予算現額1億846万円に対しまして、調定額1億3,094万9,262円、収入済

額 1 億1,224万8,857円、収入未済額1,870万405円です。調定額を前年度と比較しますと、3,230万10円、32.7%の増となっています。

なお、収入未済額は、3 項 1 目民生費貸付金元利収入で、災害復興及び災害援護資金貸付金と 5 項 4 目 3 節保護費返還金です。

次に、67ページをお願いします。

21款市債は、予算現額 5 億2,370万円に対しまして、調定額、収入済額 5 億2,340万円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス 1 億3,330万円、20.3%の減となっています。借入れの主な事業は、県営下田港湾改修事業2,680万円、中学校 I C T 環境整備事業2,090万円、臨時財政対策債 3 億7,340万円等です。

なお、歳入全体における不納欠損額は 2 億5,576万7,914円、収入未済額は 8 億853万1,116円です。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

73ページをお願いいたします。

1 款議会費は特にありませんので、省略させていただきます。

75ページをお願いいたします。

2 款総務費です。

83ページをお願いします。

1 項 4 目秘書広報費、都市交流事業は第26回ニューポート黒船際に、議長を団長に 8 名の市民訪問団を派遣いたしました。

次に、91ページをお願いします。

7 目企画振興費、地域振興事業は自主運行バス事業の補助金を支出しています。自治総合センターコミュニティー助成は、岩下区に文化学習活動事業機器、大和区・新田区に祭典用用具の助成を行いました。

101ページをお願いします。

15目財政調整基金費、16目減債基金費、17目庁舎建設基金費、18目大久保婦久子顕彰基金費、19目歴史的まちなみ景観整備基金費、20目ふるさと応援基金は、各基金への積み立てを行いました。21目定額給付金給付費は、定額給付を行いました。

次に、111ページをお願いします。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、戸籍電算化事業は戸籍電算化システム導入を 2 カ年の債務負担により実施いたしました。

115ページをお願いします。

4項3目静岡県知事選挙費、4目衆議院議員選挙費、10目参議院議員選挙費は、おのこの選挙が行われました。

次に、135ページをお願いいたします。

3款民生費です。

139ページをお願いします。

1項2目身体障害者福祉費は、在宅の重度障害者に対する手当の支給や医療費の助成、日常生活用具や補装具の支給等を行いました。

143ページをお願いします。

3目知的障害者福祉費は、知的障害者（児）施設等対策事業として、伊豆つくし会へ運営費及び施設整備元利償還金に対する補助を行いました。

145ページをお願いします。

5目自立支援給付費は、介護給付等の障害福祉サービスを行いました。6目福祉基金費、ほのぼの福祉基金は本年度8件、64万1,757円の寄附の積み立てを行いました。元金より816万4,000円取り崩しをしたため、年度末基金残高は4,014万101円です。

2項1目老人福祉総務費は、施設入所措置事業として2施設、31名の支援を行いました。在宅老人援護事業は、ひとり暮らし老人への給食サービス事業を実施し、512人、6,543食の配食を行いました。

次に、157ページをお願いします。

3項3目保育所費は公立4施設に対する経費で、定員380人に対し229人です。

次に、163ページをお願いします。

4目民間保育所費は2施設に対する経費で、定員180人に対し161人です。

5目地域保育所費は2施設に対する経費で、定員100人に対し86人です。

次に、167ページをお願いします。

8目子育て支援施設建設費はセンター建設事業を行いました。

次に、171ページをお願いします。

4項生活保護費は、21年度末の保護世帯は225世帯、287人で、前年度より21世帯、35人の増です。

次に、179ページをお願いします。

4款衛生費です。

181ページをお願いします。

1項2目予防費は、65歳以上の希望者3,988人に対しインフルエンザ予防接種を実施しました。実施率は48.2%で、前年度に比較しまして260人の減です。

次に、183ページをお願いします。

2項1目保健対策費は基本健診及び各種がん検診を行い、延べ7,499人が受診しました。

187ページをお願いします。

3項清掃費、ごみ処理手数料事務は、21年度のごみ収集量は1万2,022トンで、前年度より205トン減少し、1トン当たりのごみ処理経費は3万1,169円となり、前年度よりマイナス4,725円、13.2%減です。

次に、195ページをお願いします。

6目環境対策費、浄化槽設置整備事業は15件の合併処理浄化槽の設置についての補助を実施いたしました。

次に、199ページをお願いいたします。

5款農林水産業費です。

次に、209ページをお願いします。

2項1目林業振興費、林業振興事業は有害鳥獣被害対策のため、電気さく、防護さく等の設置者35件に対し補助金を支給しました。

213ページをお願いします。

5目みどりの基金費は、本年度38万5,000円の積み立てを行い、21年度末基金残高は2,365万3,729円です。

3項1目あずさ山の家管理運営費は、指定管理4年目となる本年の施設利用者は2万6,808人で、前年度と比較してマイナス9,032人、25.2%の減です。

次に、217ページをお願いします。

4項3目漁港建設改良費は、須崎漁港水産基盤整備工事、白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備工事を実施いたしました。

次に、219ページをお願いいたします。

6款商工費です。

221ページをお願いします。

1項2目商工振興費、中小企業金融対策事業は融資制度の取り扱い及び保証協会に対する損失補てん金負担を行いました。本年度の取扱いは、小口資金で26件、融資額8,720万円

です。

231ページをお願いします。

3目観光施設管理費、多々戸温水シャワー施設は、利用人員1万7,052人で、前年度より1,041人の減です。

235ページをお願いします。

4目外ヶ岡交流館管理運営費は、指定管理3年目となり、常設展示室入館者数は6,970人で、前年度より126人の減です。施設全体の入り込み客数は43万6,836人で、前年度に比較しまして9,667人の減です。

5目観光施設建設費は、下田公園あじさい園整備工事を実施いたしました。

次は、7款土木費です。

239ページをお願いいたします。

2項1目道路維持費は、市道坂下和歌の浦線外61件の修繕工事を行いました。

2目交通安全施設整備費は、市道吉佐美田牛線外13件において、防護さく、道路反射鏡等の整備を行いました。

241ページをお願いします。

3目道路新設改良費、下田高校周辺地域交通環境整備事業は、市道立野お吉ヶ淵線交通安全対策工事を実施しました。また、県単道路整備事業は、河津下田線の事業費負担を行いました。

247ページをお願いします。

3目街路事業費は、下田港横枕線の県単街路事業に対し事業負担を行いました。

4目都市公園費は、指定管理委託しております敷根公園の有料公園施設の利用状況は、利用人員9万7,793人で、前年度と比較いたしまして7,169人の減です。

次に、249ページをお願いします。

6目下水道費は、下水道事業特別会計拠出金6億6,600万円を支出しております。

次に、251ページをお願いします。

2目個人住宅建設促進費は、個人家屋の耐震対策を推進するため、15件の耐震診断委託を行いました。

次に、253ページをお願いいたします。

8款消防費です。本年度の消防団の火災出動は8件で、550人が出動しました。このほか、消防査閲大会が開催され、県大会・賀茂支部大会に参加いたしました。

次に、259ページをお願いいたします。

9款教育費です。平成21年度における児童・生徒の状況ですが、小学校7校の児童数は1,198人で、前年度より28人の減、中学校4校の生徒数は612人で、15人の減、幼稚園4園の園児数は123人で8人の減です。

次に、273ページをお願いいたします。

2項3目小学校施設整備費は、稲生沢小学校アスベスト撤去工事を実施いたしました。

次に、281ページをお願いします。

3項3目中学校施設整備費は、稲生沢中学校屋内運動場改修工事を実施いたしました。

次に、287ページをお願いします。

5項2目青少年教育費、青少年海の家の利用者は2,846人で、前年度に比較し571人減少いたしました。

289ページをお願いします。

3目成人教育費は、寿大学、寿大学趣味クラブ、家庭教育学級等を開催いたしました。

次に、301ページをお願いします。

6項3目下田市民スポーツセンター管理運営費は、スポーツセンターの利用者数は8万1,586人で、前年度に比較し105人増加いたしました。

305ページをお願いします。

8項1目市民文化会館費は、市民文化会館の利用者数は10万5,448人で、前年度に比較し1,791人減少いたしました。

次は、10款災害復旧費です。今年度は7月17日、8月11日、10月8日災における農林水産施設、土木施設等の普及工事が行われました。

315ページをお願いいたします。

11款公債費です。公債費は繰上償還を行いました。

317ページをお願いします。

12款予備費です。予備費は、備考記載のとおり55件の予備費の充用を行いました。

次に、321ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。翌年度に繰り越すべき財源として計上してあります。

次に、322ページをお願いいたします。

財産に関する調書です。

(1)土地及び建物のうち、土地の増減は、公共用財産その他は普通財産山林を下田市地

域子育てセンター駐車場として、同宅地は旧澤村邸の敷地を移管しました。普通財産その他は、共立湊病院組合に病院建設用地として譲渡しました。

次に、建物の増減は、公用財産のその他の施設は、古紙類ストックヤードを清掃センターに建設いたしました。公共用財産のその他は、下田市地域子育て支援センター木造を、また普通財産宅地の旧澤村邸を移管いたしました。

324ページをお願いいたします。

(2) 山林は、立木の蓄積量の増です。

なお、土地及び建物、山林の年度末残高は、合計額記載のとおりでございます。

(3) 物件から(6) 有価証券まで、326ページ2、物品から330ページ3、債権までは記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、331ページをお願いいたします。

4、基金です。基金の決算年度末残高は6億6,626万2,000円です。各基金の本年度末の増減高及び本年度末現在高は記載のとおりです。

次に、333ページをお願いします。

基金運用状況は説明を両略させていただきます。

以上で、認第1号 平成21年度一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、各特別会計の決算について説明させていただきます。

最初に、認第2号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてです。

335ページをお開きください。

決算の状況は、歳入決算額189万8,315円、歳出決算額106万3,697円、歳入歳出差引額は83万4,618円、予算現額に対する執行率は、歳入は103.2%、歳出が57.8%です。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりまして補足説明をさせていただきます。

339ページをお開きください。

歳入につきまして、1款1項1目財産貸付収入は、調定額、収入済額とも65万5,408円で、山葵田用地の貸付料です。

2項1目不動産売払収入は、調定額、収入済額とも6万3,000円で、これは立木売払分収金です。

次に、341ページをお願いいたします。

歳出につきまして、3款1項1目基金積立金は60万円積み立てました。

346ページをお願いいたします。

財産に関する調書は、本年度立木の推定蓄積量が、県営造林及び官行造林の間伐のため減少しております。基金につきましては、本年度積み立てにより年度末基金現在高は1,616万2,000円となっております。

以上で、認第2号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第3号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

348ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額1,166万9,404円、歳出決算額1,076万4,500円、歳入歳出差引額は90万4,904円で、予算現額に対する執行率は、歳入が99%、歳出が91.3%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

352ページをお願いします。

歳入につきまして、1款1項1目広場使用料は、バス会社3社、タクシー会社4社等からの駅前広場占用料です。

354ページをお願いします。

歳出につきまして、2款1項1目広場整備費は、下田駅前広場改修工事を実施いたしました。

3款1項1目下田駅前広場整備事業基金積立金は450万円積み立てました。

359ページをお願いします。

財産に関する調書は記載のとおりであります。基金につきましては、本年度積み立てにより年度末基金現在高は1,750万円となっております。

以上で、認第3号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第4号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

361ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額4,016万4,000円、歳出決算額4,016万4,000円、歳入歳出差引額はゼロ円で、予算現額に対する執行率は、歳入歳出ともに99.9%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

365ページをお願いします。

歳入につきまして、1款1項1目財産貸付収入は、駅前におきます市有地貸付収入、2款1項1目一般会計繰入金は、長期繰替運用返済分です。

367ページをお願いします。

歳出につきましては、2款1項1目土地開発基金繰出金は、長期繰替運用返済分及び市有地貸付収入を土地開発基金へ繰り出すものです。

370ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、本年度末の土地開発基金の残高は、現金で1億6,218万1,000円、一般会計への貸付金1億1,446万5,000円です。

以上で、認第4号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

372ページをお願いします。

決算の状況は、歳入決算額35億870万4,217円、歳出決算額33億2,857万3,227円、歳入歳出差引額は1億8,013万990円で、予算現額に対する執行率は、歳入102.9%、歳出は97.6%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

380ページをお願いします。

歳入につきまして、1款国民健康保険税、予算現額8億4,444万円に対しまして、調定額14億2,441万7,325円、収入済額8億5,805万9,233円、不納欠損額2,018万1,006円、収入未済額5億4,617万7,086円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス1,007万2,590円、0.7%の減です。収納率は60.2%で、前年度と比較しますと2.3%減少いたしました。

384ページをお願いします。

3款国庫支出金は、予算現額7億1,418万円に対しまして、調定額、収入済額とも7億5,241万3,806円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス8,825万8,722円、10.5%の減です。

386ページをお願いします。

6款県支出金は、予算現額1億1,905万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億4,743万4,062円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス489万7,620円、3.2%の減で

す。

次に、400ページをお願いします。

歳出につきまして、2款保険給付費の支出済額は20億8,479万4,163円で、前年度と比較しますとマイナス9,530万6,430円、4.4%の減です。

次に、417ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、2の基金、国民健康保険診療報酬支払準備基金は、本年度4,300万円増加したことにより、年度末残高は1億6,379万8,000円です。

以上で、認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第6号 平成21年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

418ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額915万6,174円、歳出決算額1,076万8,840円、歳入歳出差引額はマイナス161万2,666円で、予算現額に対する執行率は、歳入58.4%、歳出は68.7%です。赤字の理由は、平成21年度の基金は概算交付がありましたが、国庫、県費は概算交付がなく、翌年度での精算交付となったため赤字決算となり、繰上充用となりました。

続きまして、事項別明細書による補足説明をさせていただきます。

422ページをお願いします。

歳入につきまして、1款支払基金交付金は、調定額、収入済額とも303万4,000円です。

2款国庫支出金は、調定額、収入済額とも309万4,534円です。

次に、426ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款1項1目医療給付費の支出済額は707万1,709円です。

以上で、認第6号 平成21年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

431ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額18億7,242万1,765円、歳出決算額18億6,449万3,885円、歳入歳出差引額は792万7,880円で、予算現額に対する執行率は、歳入99.2%、歳出は98.7%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

437ページをお願いします。

歳入につきましては、1款保険料は、予算現額2億5,974万円に対しまして、調定額2億7,512万5,800円、収入済額2億5,788万6,600円、不納欠損額518万5,000円、収入未済額1,205万4,200円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス3,969万4,342円、12.6%の減です。収納率は93.7%で、前年度と比較しますと0.9%減少いたしました。

3款国庫支出は、予算現額4億3,655万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億1,976万6,745円です。調定額を前年度と比較しますとマイナス8,825万8,722円、10.5%の減です。

439ページをお願いします。

5款県支出金は、予算現額2億6,582万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億6,976万2,872円で、調定額を前年度と比較しますと1,622万9,542円、6.4%の増です。

次に、451ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款保健給付費は、支出済額が17億4,803万9,584円で、前年度と比較いたしまして1億765万5,962円、6.6%の増となっておりますが、居宅介護サービス1万350件、施設介護サービス3,127件を初め各種介護サービスの給付を行っております。

次に、476ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、介護保険介護給付費準備基金の年度末現在高は2億8,058万3,000円です。

以上で、認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第8号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

477ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額2億8,670万2,369円、支出決算額2億8,341万2,250円、歳入歳出差引額は329万119円で、予算現額に対する執行率は、歳入98.8%、歳出は97.7%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

481ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億1,247万9,000円に対しまして、調定額2億1,071万8,050円、収入済額2億895万3,850円です。

3款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも6,809万9,000円です。

次に、487ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は2億6,100万8,900円です。後期高齢者医療制度被保険者の平成21年度末人員は4,156人です。

以上で、認第8号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

490ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額1,699万5,806円、支出決算額1,671万4,694円、歳入歳出差引額は28万1,112円で、予算現額に対する執行率は、歳入99.3%、歳出は97.6%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明させていただきます。

494ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款1項1目漁業集落排水処理施設使用料は、調定額、収入済額とも337万6,626円です。

3款1項1目一般会計繰入金は、調定額、収入済額とも1,235万5,000円です。

次に、498ページをお願いいたします。

歳出につきまして、施設の管理経費です。

2款公債費において起債償還により、21年度末の田牛地区漁業集落環境整備事業債残高は9,404万4,395円となっております。

なお、21年度末の処理戸数は94戸です。

以上で、認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

次に、認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

505ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額14億8,621万5,400円、歳出決算額14億6,882万440円、歳入歳出差引額は1,739万4,960円で、予算現額に対する執行率は、歳入99.9%、歳出98.8%です。

続きまして、事項別明細書により補足説明をさせていただきます。

509ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金は、予算現額750万円に対しまして、調定額

1,965万8,900円、収入済額812万7,060円、不納欠損額85万2,120円、収入未済額1,067万9,720円です。調定額を前年度に比較しますとマイナス239万9,090円、10.9%の減です。

なお、不納欠損処分件数は156件となっております。

2款使用料及び手数料は、予算現額1億5,030万2,000円に対しまして、調定額1億6,471万7,999円、収入済額1億5,173万2,613円、不納欠損額61万7,953円、収入未済額1,236万7,433円です。調定額を前年度と比較しますと74万6,643円、0.5%の増です。収納率は92.1%で、前年度比より0.5%増加いたしました。

次に、511ページをお願いします。

3款国庫支出金は、予算現額、調定額、収入済額とも6,050万円で、前年度よりマイナス875万円、12.6%の減です。

5款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも6億6,600万円で、前年度よりマイナス4,900万円、6.9%の減です。

513ページをお願いします。

8款市債は、予算現額、調定額、収入済額とも5億7,760万円です。本年度は公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債2億1,800万円がございます。

なお、21年度末の市債残高は81億5,931万4,473円で、前年度よりマイナス3億6,526万9,140円、4.3%の減です。

次に、517ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款2項1目管渠費、下水道管渠維持管理事業は、県道下田港線改良工事に伴う下水道移設工事を実施いたしました。

519ページをお願いします。

2款1項1目公共事業費、下水道幹線管渠築造事業において、幹線管渠築造183メートル、2目単独事業費、下水道枝線管渠築造事業では、枝線管渠築造136メートル実施いたしました。この結果、平成21年度末における整備済み面積は262.24ヘクタールとなり、許可面積298.7ヘクタールに対し87.8%の整備率となり、供用及び処理開始面積は262.24ヘクタールとなりました。

521ページをお願いします。

3目公共機能高度化事業費、下田浄化センター等更新事業では、施設更新工事を実施いたしました。

なお、21年度末の下水道接続戸数は75戸、接続人口65人となり、合計で2,820戸、7,515人、

水洗化人口率は66.9%となり、1.2%増加いたしました。

次に、528ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

以上で、認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてから認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（増田 清君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時26分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き当局の議案説明を続けます。

上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

薄い水色の決算書をご用意いたします。

本決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

決算書の1ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業報告書でございます。

（1）概況。

イの総括事項でございます。

下田市水道事業における本年度の年間有収水量は398万8,338立方メートルと、前年度に比べ12万9,703立方メートルの減、率にして3.1%の減少でありました。

総配水量は521万4,490立方メートルで、有収率76.5%となり、前年度より0.1%の増となりました。また、年度中の配水管破損件数は45件と、前年度に比べ3件増加いたしました。本年度も漏水調査を行い、漏水防止に努めるとともに、石綿管布設替え工事の実施に努めました。

水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対する補助は8件、54万4,000円の補助金を交付いたしました。

(イ)の収益的収支の状況でございます。

事業収益は6億9,365万739円で、前年度対比107.5%、4,864万2,120円の増、事業費用は5億9,497万4,894円で、前年度対比96.4%、2,251万8,475円の減となり、この結果、経常利益が1億332万6,925円、当年度純利益は9,867万5,845円となりました。

収益の主な内容は、営業収益における給水収益6億7,663万1,972円で、前年度対比109.5%、5,872万9,821円の増となり、供給単価は1立方メートル当たり169円67銭と、前年度に比べ19円62銭の増となりました。

また、受託工事収益は482万9,609円と、前年度対比46.6%、552万7,476円の減、その他営業収益においては759万4,804円と、前年度対比63.1%、444万5,269円の減となりました。

営業外収益のうち他会計繰入金は445万7,000円で、主なものは消火栓維持管理費108万円、課長兼務負担金300万円であります。

一方、費用については、前年度対比で人件費98.5%、支払い利息98.1%、減価償却費97.5%、動力費87.5%、薬品費110.8%、路面復旧費69.6%となり、給水原価は1立方メートル当たり145円94銭と、前年度に比べ5銭の減となりました。

この結果、有収水量1立方メートル当たりの利益は23円73銭となりました。

2ページをお開きください。

(ロ)の資本的収支の状況でございます。

資本的収入1億4,608万7,000円、資本的支出4億2,054万9,515円の事業執行となりました。

収入の主な内訳としては、企業債1億4,400万円、他会計からの出資金80万円、負担金128万7,000円であります。

次に、支出の主な内訳としての改良工事は、総額2億4,621万5,464円で、各地区送配水管改良工事、落合浄水場耐震補強工事(ポンプ設備工)、長瀬取水場蓄電池交換整備工事等が主たる工事であり、配水管改良工事において石綿管161メートルの取りかえを行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7,446万2,515円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,120万255円、当年度損益勘定留保資金2億2,881万362円、減債積立金3,445万1,898円で補てんいたしました。

本年度における消費税及び地方消費税は1,566万1,200円の納付額となりました。

3ページをお開きください。

(八)の各年度給水原価算出表と(二)の各年度供給単価算出表は、平成12年度から平成21年度までの一覧表でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、平成21年度の議会議決事項と行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

5ページをお開きください。

5ページは、職員に関する事項でございますが、平成21年度は条例定数14名に対し、実数13名と臨時3名により業務を行っております。

6ページをお開きください。

資産取得表と受贈財産取得表でございます。改良工事の概況につきましては、7ページから8ページに列記してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。8ページの下段は、固定資産購入の概況でございます。

9ページをお開きください。

保存工事の概況でございますが、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

10ページをお開きください。

(3)業務、平成21年度の業務量について列記してございます。これは水道事業報告書の総括事項で、先に報告させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

11ページをお開きください。

上の表は、月別有収水量でございます。

下の表は、事業収入に関する事項で、(イ)の事業収益といたしまして、営業収益が前年度対比107.6%の6億8,905万6,385円で、内訳の主たるものは、給水収益6億7,663万1,972円で、構成比は97.6%でございます。

営業外収益は459万4,354円で、他会計繰入金445万7,000円が主なもので、収益合計は6億9,365万739円となるものでございます。

12ページをお開きください。

上の表は給水収益で、普通給水と特別給水の区分となっております。下の表は事業費に関する事項のうちの事業費用でございます。営業費用4億7,037万1,016円、営業外費用1億1,995万2,798円、特別損失465万1,080円で、費用合計は5億9,497万4,894円となるものでございます。

次に、13ページは費用構成の表で、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

14ページをお開きください。

まず、企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債の平成20年度末残高は32億873万5,595円で、平成21年度中の借入高が1億4,400万円、償還高は1億7,075万9,878円で、平成21年度末の企業債残高は31億8,197万5,717円となるものでございます。一時借入金については、平成21年度中の借り入れはございませんでした。

次に、口、その他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、(イ)のたな卸資産で、本年度末残高は1,557万784円で、たな卸資産購入額は1,009万4,117円でございます。

次に、(ハ)の消費税につきましては、冒頭総括事項で報告いたしましたので、省略させていただきます。

15ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益は、予算額7億8,547万6,000円に対しまして、決算額7億2,810万2,995円で、執行率は92.7%でございます。その内訳といたしまして、決算額で1項営業収益7億2,350万6,463円、2項営業外収益459万6,532円でございます。

次に、支出で、1款水道事業費用は、予算額6億7,307万4,000円に対しまして、決算額は6億1,774万6,223円で、執行率は91.8%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項営業費用は4億7,723万2,712円、2項営業外費用は1億3,562万9,897円、3項特別損失は488万3,614円でございます。

16ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入は、予算額1億4,480万3,000円に対しまして、決算額1億4,608万7,000円で、執行率は100.9%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項企業債は1億4,400万円、2項他会計からの出資金は80万円、5項負担金は128万7,000円でございます。

次に、支出で、1款資本的支出は、予算額4億3,303万円に対しまして、決算額4億2,054万9,515円で、執行率は97.1%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項建設改良費は2億4,970万3,923円、2項企業債償還金は1億7,075万9,878円、3項国庫補助金返還金8万5,714円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんにつきましては、冒頭説明いた

しましたので省略させていただきます。

次に、17ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は税抜きでございます。

1の営業収益は6億8,905万6,385円、2の営業費用が4億7,037万1,016円で、営業利益は2億1,868万5,369円となるものでございます。

次に、3の営業外収益は459万4,354円、4の営業外費用が1億1,995万2,798円で、経常利益は1億332万6,925円となり、これに6の特別損益465万1,080円を差し引きますと、当年度純利益は9,867万5,845円となるものでございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金8万8,682円を加えまして、当年度末処分利益剰余金は9,876万4,527円となるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業剰余金計算書で、これも税抜きとなっております。

まず、利益剰余金の部で、1の減債積立金は、当年度処分額3,445万1,898円で、当年度末残高は1億3,630万7,980円となります。2の建設改良積立金、当年度末残高は3,000万円でございます。3の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高8万8,682円に当年度純利益9,867万5,845円を加えますと、当年度末処分利益剰余金は9,876万4,527円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、ここでは当年度発生額があるものについて説明させていただきます。

1の受贈財産評価額、当年度発生額241万4,966円は、下田市私有配水管の上水道配水管移管受理要綱に基づき移管を受けた1件の受贈財産、3の国庫補助金、当年度処分額の8万5,714円は平成9年の補助金交付規則の改正に基づき補助金の5%を返還するもの、6の負担金、当年度発生額128万7,000円は、県道下田港線整備事業に伴う移設補償金1件を受け入れたもの、以上の結果、翌年度繰越資本剰余金は13億3,714万7,745円となるものでございます。

次に、19ページ下段の平成21年度下田市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度末処分利益剰余金は9,876万4,527円であります。剰余金は地方公営企業法第32条の規定により、毎事業年度利益が生じた場合、20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立てることになっております。

減債積立金の平成21年度末残高は1億3,630万7,980円で、平成22年度企業債償還金1億7,706万8,921円に不足する額4,076万941円を減債積立金に積み立てるというものでございます。そういったしますと、翌年度繰越利益剰余金は5,800万3,586円となるものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

平成21年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してあります金額64億658万5,123円で、前年度決算に比べまして8,618万8,803円の増となっております。

負債の部で、負債合計は2,554万3,492円でございます。

次に、資本の部で、4の資本金合計は47億7,882万1,379円、5の剰余金合計は16億222万252円で、資本合計63億8,104万1,631円となり、負債資本合計は64億658万5,123円で、前ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は付合しているものでございます。

次に、22ページから32ページにつきましては附属資料でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 認第1号より認第11号までの当局の説明は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 46分 休憩

午後 1時 0分 再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

認第1号より認第11号までの当局の説明は終わっております。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第1号 平成21年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） それでは、3点ほど質問させていただきます。

交付税が大幅増額になっておりますけれども、このあたりの理由をお伺いします。

それから、繰越金が大変大きくなっているわけですが、この21年度の当初予算の予

算編成のときに、当初7億円程度の財源不足だという中で、キャップをかけ、マイナスシーリングの中で大変な予算編成を行ったというふうに認識しています。そういった状態の中で、この繰越金が大きくなった理由は何だったのかをお伺いいたします。

次に、細かいことで恐縮なんですけれども、実質収支に関する調書のところなんですけれども、繰越明許費繰越額の内訳を細かくなりますけれどもお伺いしたいと思います。

以上3点。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） まず、交付税の大幅な増額の関係でございますけれども、増額となった主な理由でございますけれども、交付税の制度改正がございまして、かなり小規模の市町村に対する段階補正の係数が見直しをされてきたというところが一つあります。

それと、新しい基準による算定ということで、条件不利地域への配慮、こういったものがかなり働いているのではないかというふうに感じています。

それと、地方再生対策費、これは平成20年度に創出されたものですけれども、この辺の影響、それから基準財政収入額が減少しておりまして、これの関係、基準財政収入額と需要額との関係が当初見込んでいたところよりもかなり大幅に変わってきているというふうに分析しているところでございます。

そういった中で、21年度につきましては基準財政需要額が49億5,416万6,000円、これは確定数値でございますけれども、基準財政需要額が今言った49億5,416万6,000円、それで基準財政収入額が26億3,270万9,000円、これに調整額を加えまして23億1,696万2,000円と、そういう数字になっていると理解しております。

また、繰越金につきましては、ご承知のとおり国の経済対策の中でさまざまな地域活性化の臨時交付金事業が行われました。したがって、通常一般財源の中で手当てしなければならない事業について、そういった臨時交付金の財源を使って事業振り分けができたということで、この辺かなり軽減が図られているのではないかというふうに理解しています。

ちなみに、これまで平成20年度にできました生活安全対策臨時交付金を加えまして、合計約3億7,000万円ほど臨時交付金をいただいております。そういった臨時交付金の特別な財源手当てによりまして、一般財源での支出が抑制されたと。それが繰越金のほうに跳ね返っているということと、後は各課におきましてやはり財政の事情を十分認識していただいた中で、財政支出のほうをしっかりと見定めていただいて不用額を残していただいたと、そういうところがあるのではないかというふうに考えております。

それから、実質収支の繰越明許の関係でございますけれども2,150万8,000円、正確には2,150万8,700円でございます。これは一般財源ベースで共立湊病院への組合の特別負担金の繰越明許分2,000万円、それから全国瞬時警報システム、Jアラートの150万円、それから子ども手当システム、これにつきましても繰越明許させていただきまして、一般財源ベースで700円、それからきめ細かな事業分でございます。これが一般財源ベースで8,000円、合計2,150万8,000円というふうになっているものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 一つだけちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどの支出のほうで1款から10款までの執行率ですね、ちょっと聞き漏らしたので、もう一度執行率を教えてください。というのは、決算のほうを見ていたら、執行率の数字が違うような気がしたので、もう一度ちょっと、1款から10款までの執行率をもう一度数字を教えてください。

議長（増田 清君） 会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） 執行率の関係なんですけれども、支出済額と前年度対比と両方言っているんです。それでどちらなのかもう一度言っていただけませんか。要するに、2種類、支出済額の執行率と前年度対比の執行率、この2種類を申し上げたわけなんです。そこで議員さんはどちらを言っているのかちょっとわかりませんので。

それで、1款から申し上げます。

1款議会費の執行率は99.2%です。前年度対比でマイナス1.3%です。2款、執行率が125.9%です。民生費で98.3%です。4款で95.9%です。5款で98.7%です。6款で98.5%、7款で93.7%、8款103.5%、9款で98.2%、10款で108.7%です。

議長（増田 清君） 5 番。

5 番（鈴木 敬君） ですから、監査委員のくださった資料によりますと、1款議会費が執行率99.2%、2款総務費97%、3款民生費97.8%、4款衛生費94.8%、5款農林水産業費98.5%、6款商工費97.9%、7款土木費執行率93.7%、これは一緒ですよ。8款消防費が99%です。9款教育費が97.5%、10款の災害復旧費が96.3%、今おっしゃった会計管理者のおっしゃったのと数字が大分違うんですけれども、この数字の違いというのはどこからきているのかを教えてください。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時11分休憩

午後 1時42分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

5番、鈴木 敬君の質疑の途中でございますが、ここでお諮りいたします。

当局から認第1号から認第10号に対する説明のうちの一部に説明誤りがありましたので、発言の訂正の申し出がありました。

この訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

当局からの発言の訂正を許可することに決定いたしました。

発言の訂正について説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者兼出納室長（山崎智幸君） 長い時間、貴重な時間を拝借してどうも申しわけありませんでした。

先ほどの出納室と監査の執行率の差につきましては、繰越金というものが算定していなかったためでございます。

それでは、第2款から執行率につきまして訂正させていただきます。

第2款の執行率は97%です。3款の執行率は97.8%です。4款の執行率は94.8%です。5款の執行率は98.5%です。6款の執行率は97.9%です。7款は変更はございません。8款の執行率は99%です。9款の執行率は97.5%です。10款の執行率は96.3%です。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいまの当局の訂正については、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 当局からの発言の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

それでは、質疑を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 歳入につきましては、入湯税についてお尋ねをしたいと思います。

不納欠損1,100万円からの未収金があるわけでありますが、その実態についてお尋ねをしたい。不納欠損は旅館等の休止というんでしょうか、ご商売をやめるとか等々のどういう事情であったのかという点をお尋ねをしたいと思います。

それから、歳入のほうでございますが、第2次救急の負担金等々が出てはおりますが、当然共立湊病院への実質的に国・県から受けて、これをそのまま歳出をしていると、こういうことになるかと思いますが、普通交付税等に全体にまとめてあろうかと思いますが、その負担分が幾らかということは、この資料からはわからないという状態になっていようかと思っておりますので、具体的に国・県、あるいは負担金、補助金、幾ら共立湊分を受けて、共立湊病院のほうへ支出をされているのかお尋ねをしたいと思います。

なお、今年度、21年度だったですかね、清掃事務所のほうのリサイクル品及び古紙等の歳入状況はどういうぐあいになっているのか、今後の推移も含めてお尋ねをしたいと思います。

なお、歳出でございますが、歳出のほうで大きく下田公園の公有地、市有地の管理状態があらうかと思っております。特に、裁判をかけて一定の結論が出てもきっちりした管理ができないと、こういう形態であったかと思うわけですが、これらのものが21年度どのように進展したのかと、課題はどこにどうあるのかと。こういう管理でもめているものといいますが、けりがついていないもの、どういうものがあるのかお尋ねをしたいと思います。特に、城山公園下の公有地の管理はどうなっているのかという点でございます。

なお、今年度の大きな課題は、子育て支援センターを約4,000万円ほどかけて完成をさせたということであらうかと思っておりますが、第3保育所で子育て支援を進めていたときと、新しくこの施設ができたところと、職員の体制がどう変わって、どういう点が前進をしたのか。一昨日の質問の中でも、ファミリーサポート支援事業をなかなか今の体制ではできないとかという返事をされていたかと思うんですが、新しい体制になって職員が3人いる、こういう中でそういう事業ができないというのは、子育て支援センターの名前に値をしない、第3でやっているのと何ら変わらないじゃないかと、こういうことになるかと思っておりますので、その辺をどのように評価、考えられているのかお尋ねをしたいと思います。

そして、さらに第3保育所のほうの子育ての事業は中止をされていると思っておりますので、その余力といいますか、取り組みはどこにどういうぐあいに前進が図られているのか。ただ楽になっただけなのかというようなことではいけないと思っておりますので、お尋ねをしたいと思います。

それから、生活保護の関係が110ページの主要な成果を見ますと、85件の相談があったと、しかし申請は42件だったと、こう書いてあるわけであります。85件の人たちが少なくとも生活保護を受けたいと、こう申し出てきたにもかかわらず、実際に申請を受けつけたのは42件だと。これは意識的に生活保護対象者をはじいているのではないかと、こういうような疑いがかげられる内容ではないかと思うわけであります。その実態がどうなっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思うわけであります。

それから、決算についてのそれぞれの事業の総合評価をするんだと、こういうぐあいに当局は言われているわけでありますが、その形態から言えば、この主要な施策の成果というのが本来の決算の主要な成果ですから、ここで総合評価をしていく、必要でない事業については記載をしてやめていく、あるいはみずからやってきたことはどういう効果を市民にもたらしめているのかということが書かれていなければならないと私は思うわけでありますが、主要な施策の成果について、副市長としてどのように責任者としてこれをとらえているのかという点をお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 入湯税の欠損について、すみません、聞いたんですけれども忘れてしまいました、後でお答えしますけれども、よろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 第2次救急の件で2番目にご質問があった件についてお答えいたします。

2次救急については、各市町で賀茂圏内で行っておりまして、賀茂圏内の各市町の負担金を徴収して、西伊豆病院と共立湊病院に補助金として交付しております。まず、各市町の負担金につきましては、歳入歳出決算書の28ページの中にあります中で、2,307万1,290円いただいております。

このもとになる補助金なんです、これにつきましては補助金ではなくて、一般財源化という形で交付金になっておりまして、1日の単価7万1,040円掛ける日数ということで、これが約3,000万円ほどあります。こういった補助金が1日の単価掛ける日数で一般財源化されて交付金できておりますので、そういった財源をもとに2次救急の支払いを行っております。

以上です。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 清掃センターの古紙等の歳入というご質問でございます。決算書では54ページの16款2項2目3節のその他物品売払代のところで、細目の資源ごみ売払代873万3,844円、これがその古紙を含む歳入になっております。

主なものは、古紙につきましては728.65トンの売却で475万2,451円となっております。728.65トンで475万2,451円でございます。あと主なものは、アルミのプレスの売却が23.74トンで182万786円、あとスチールのプレスでございますが、105.13トンでございます。売り払いが171万5,105円、あともろもろのものがありますけれども、合わせて先ほどの歳入となっております。

今後の推移ということのご質問でございますけれども、昨年の決算に比べますと大体半分ぐらい収入が減っております。単価がだんだん下落しておりますして、歳入が減って半分ぐらいになっているわけですが、今後もいろいろな状況を見ますと、また上がってくるという状況はちょっと難しいのかなというような状況もありまして、ある市町においては、古紙でございますけれどもゼロ円というような形でなっているようなところも、現在、22年は見られますけれども、下田市の場合は歳入ができるような状態で処理をさせていただいております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 下田公園下の市有地の不法占拠の関係でございます。この件につきましては、議会からも再三にわたりまして指摘をされ、早期解決のための具体的な方策を求められておりました、解決の方法につきましては顧問弁護士の全面的な協力のもと協議を重ねて検討をしてきたところでありまして、平成21年度当初において、下田市所有の土地に存する建物を不法に占拠しているものを特定し、下田市が原告となり建物収去明け渡しの訴訟を起こすこととし、不法占拠者による取得事項の完成を阻止すべく訴状の準備をしていたところ、裁判所より、下田市は土地の所有者であり、利害関係人としての地位は確かに認められるが、その意味において債権者代理権を行使しての訴訟はいかがなものかというご指摘のあったところでございます。

問題となっている不法占拠者の存在する建物につきましては、平成元年8月14日に訴訟を起こしましたが、訴訟の継続中であつた平成2年10月27日に被告が死亡し、訴訟を継続するため相続財産管理人を選任した経過がありますので、その相続された管理人が原告となるのが相当ではないかとの結論となったわけでございますが、この相続財産管理人が平成17年3月6日に死亡していることが判明したため、昨年の11月25日の全員協議会の場で、1つには

平成元年に提訴してからの経過、2つには、裁判に提訴してからの経過と問題の解決の方針、3つには、新たな相続財産管理人の選任手続についての報告をさせていただいたところがございます。

その後、昨年12月24日に新たに相続財産管理人を選任いたしまして、この相続財産管理人が建物を不法に占拠している者に対し、本年3月26日に建物明け渡し等の訴状を提出したところございまして、第1回目の口頭弁論は6月24日、第2回目が8月5日、第3回目がきのう開かれたところございます。このことによりまして、不法占拠者による取得事項の中断の効果は得られたというふうに考えておりまして、問題解決の第一段階はクリアできたものというふうには判断をしております。

最終的な問題解決の方向性といったしましては、今回の訴訟がどのような経過をたどることになるのかを見きわめた上で判断をしていきたいと、現在のところは考えております。

ちなみに、昨日の第3回の口頭弁論は、裁判所より明け渡しの時期の条件等について和解の期日を設ける旨の提案が弁護士のほうにあったために、下田市と検討した上で、下田市に利害関係人として参加してもらおう意向であるというふうに弁護士さんのほうから裁判所のほうにそういうお話をしたところ、裁判所のほうは下田市の参加の申し出の有無を待った上で、次回の期日を追って指定するという連絡が、今日の午前中なんですけれども弁護士のほうからあったところございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） ファミリーサポートセンターの件です。というより支援センター、当初計画したときに1年ぐらいの余裕を見てファミリーサポートセンターとか、一時預かりをやりたい、検討したということでスタートいたしました。それで、4月12日にオープンしたわけですけれども、8月末まで、この間も答弁をしましたけれども、子供たちが2,110人、親を混ぜますと3,984人の利用がございました。今まで第3保育所でやっていた21年度の実績が子供で2,100人ですので、既にオーバーしております。

今の体制ですけれども、正規の職員が1名、臨時が1名、振興公社を管理している建物の中につくった関係で、振興公社に一部委託をしております。その1名が来ております。それで、当初考えもしなかったんですけれども、正規の職員の休暇がうまくとれない、1名ですので、どうしても責任者を置きたい、そういう私たちの意識があります。ですから、正規の職員が休むときには窓口の人間を置く必要がある。それができなければ、家庭児童相談員に

行ってもらうという格好で運用しております。

ですから、ファミリーサポートセンターもはっきり言って電話1本と人間が一人いればできます。これは簡単なことだと思っています。立ち上げができればですから、もし認定子ども園の話がなければ、福祉事務所の中で立ち上げてというふうに考えておりました。ですけれども、福祉事務所もいろいろ産休の話とかありますもので、体制が来年には変わると思いますので、そういう格好でやりながらと思っておりましたけれども、認定子ども園の話がありましたので、この間もお答えをしたんですけれども、執行はしたいと、3年間の間に募集もやって、サービスを提供する側の会員の研修も受けさせたい、執行に入っていきたいと思っています。もし、認定子ども園が、沢登さんがおっしゃるようにだめになった場合、それは福祉事務所でするしかないと思っています。

ですから、ファミリーサポートセンターですので、沢登さんも御存じのとおり、サービスを受けたい会員と提供したい会員をつなぐ、電話でつなぐ、そういうのが主な仕事で、実際に、それとあとは公的な子育ての機関との連絡調整、ですから公的な中に支援センターがあればいい。要するに、はっきり言って福祉事務所でもできますし、社協に委託する場合、社協でもできます。そっちの方向を考えていたんですけれども、支援センター、認定子ども園の話が出ましたので、それぞれの役割分担をしなければならないということで、こういう方法もあるのではないかとというふうに考えています。

それで、第3保育園のほうは、支援センターがなくなってどうなったのかというご質問ですけれども、それはちょっと私のほうではわかりかねます。

最初から、建設のときから、私としてはやりたいと思っていましたので、そういう方向で持っていきたいと思っています。

それで、生活保護者の申請の件の85件はどこからきていますか。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） 112ページの資料ですか。

相談はすべて受けております。相談記録が回ってきます。その中で、やはり収入関係、案外生命保険、要するに活用しなければならない人は活用してくださいということなので、生命保険は申しわけないですが解約してもらいます。それを解約して一時金が入りますと、ほとんどの人が対象にならない。そういう資産の活用をこの段階で進めますので、案外生命保険だけはかけております。ですから、これを解約して有効利用してくださいという話になりますと、やはりこれくらいの数になってしまいます。

実際に、申請を受けた42件の中で、今度は112ページになりますね。その中でいろいろな話をしますと、やはり4人ぐらいのあれがありますので、今、住宅の特別手当が昨年の10月から新しいセーフティネットということで、職と住まいを失った方、もしくは失う恐れのある人、その人には生活保護の基準で住宅手当だけは支給しています。そちらのほうの住宅手当のほうに回った人もいます。決して門前払いしているわけではございません。比較的うちは緩いのではないかと考えておりますけれども、そういうことです。

以上です。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今回、決算資料として各議員のところへも配られております主要な施策の成果、これが事務事業評価のもとになるのではないかとということでございまして、これは当然に毎年の実績ではございますけれども、各原課が自分たちの実施をした事業について、それぞれ方向とか、成果とか、実績等も含めまして記述をしております。

議員言われるように、これは成果のもとになることは確かであろうかと思えます。ただ、先般、議員の一般質問の中で事務事業評価等々はいつからやるのかという中で、当局側から政策評価とか、それから施策評価とか、また事務事業評価、また各施設の活用評価、こういうものを全般的にやる体制でなるべく早く実施したいということでございます。

そうした中で、今議員の言われたのは、事務事業評価が中心になりますけれども、これらについても単年度の成果だけではなくて、当然に、例えば3年サイクルのものを、継続事業もございますから、実際にしっかりと検討し、そういう成果の一つの資料として使えるものと判断をしております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 城山公園下の明け渡しの請求が、今、相続人をきっちり定めて訴訟に入ると、こういうことはわかりましたけれども、これがどういうことになっていくのかと、現時点ではなかなか推測は困難かもしれませんが、当局の状況の行く末の判断といたしますか、そういうものがあれば再度聞かせていただきたい。

それから、子育て支援センターですが、第3でやっていたときに2,100人だと、現在が2,110人だと。こういうことで10人違いということになれば、第3の状態とほとんど変わっていないということでは、人数の上で言えばね、ほかのところは変わっているのかもしれませんが、なるほど1年間、こちらは4月から8月までだと、5カ月でね。

一時保育もファミリーサポートセンターも一応検討してくださっているということですので

で、ぜひともそういう意味では子育て支援センターなんですから、それらを含めて、来たお母さんと子供をそこで一定の子育てにかかわってもらえばいいということではなくて、そこがまとめていくセンターにすべきだと私は思いますので、ぜひともそういう方向で一時保育も含めて検討をしていただきたいと、これは要望したいと思います。

それから、第2次救急のところを例で言いましたけれども、私が聞きましたのは、共立湊病院関係の当然かかわる普通交付税、国・県の補助金、それから負担金、それらのものがすべてかかわってきていると思うわけです。ただ、このケースはそういう取り出しをしていませんので、この決算書からだけではわからないので、どういう数字になっているのか教えてほしいと。こういうことですので、今でなくて結構ですから、後ほど交付税は幾らで、第2次の負担金の2,370万1,220円というのは共立湊だけでしょうかね。これは西伊豆とかほかのほうも入っているのではないかという気もしますので、共立湊病院にかかわる歳入は幾らで、その歳入が共立湊病院の負担金として幾ら出ているのかというようなことを、21年度の数字としてお教えください。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 下田公園下の見通しの関係でございます。先ほども説明をさせていただきましたけれども、昨日に第3回の口頭弁論期日が開かれました。その中で、裁判所より明け渡しの時期、条件等について和解期日を設ける旨の提案が新たな相続財産管理人のほうにあったそうです。

そういう意味で、新たな相続財産管理人のほうから、下田市に対して利害関係人として参加していただけないかということで、裁判所のほうは下田市の参加申し出の有無を持った上で、次回の口頭弁論期日を追って指定するということになっておりまして、下田市といたしましては、現在のところ下田市の利害関係人としての参加なんですけれども、この点については顧問弁護士にお願いしようかなというふうには考えております。

ただ、今後和解の提案があったといたしましても、その内容が現在のところ判明しておりませんので、そういうことも判明いたしましたら、内容を検討した上で議会に報告をしたい、そのように考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 2次救急でございますが、主要な施策の125ページの中にあリまして、ここに共立湊病院264日ということで、先ほど申しました1日当たり7万1,040円

ということが交付税の単価基準になっておりまして、こういったものが財源として事業費3,235万5,000円、補助金額1,875万4,560円となっております。

これ以外に、各市町から負担金をもらっておりまして、先ほどの歳入のところで申し上げたものを足しまして、共立湊病院、西伊豆病院のほうに補助金として交付している、こういった状況になっております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 後ほどでいいですね。質問ございますか。

ほかにございませんか。

4番。

4番（土屋雄二君） 監査結果報告書の写しの38ページの下段から2行目に、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は13億9,197万514円、対前年度より5億5,996万6,316円という、この3分の1以上増加している原因についてお伺いしたいです。要因については市営住宅の使用料とか、市有地の貸付収入、保護費の返還とか、国民健康保険税等が記載されておりますが、ここの説明をお願いいたします。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 平成21年度の未収金の関係でございますけれども、これは今後決算審査の特別委員会が設置されるということをお伺いしておりますけれども、その中で提出しようとして、恐らく要求されるのではないかとと思いますが、現時点、私が入手しております資料でご説明申し上げますけれども、まず税務課関係につきましては、不納欠損額、今年度、21年度2億5,457万4,414円、それから還付未済額が43万4,497円ということで、実質未収金が6億8,679万2,701円という形になっております。これは税務課です。

あと、学校教育課につきましては、公立保育所の運営費の負担金とか、民間保育所運営費負担金、地域保育所運営費負担金、あるいは放課後児童クラブの費用の利用者の負担金等、そういう中で不納欠損ということで119万3,500円、実未収金が279万7,450円という形でございます。

建設課につきましては、河川占用料とか、あるいは市営住宅の使用料等々で216万円でございます。現年分につきましては150万2,900円ということでございます。

そういったことで、福祉事務所とか、あるいは市民課とか総務課、総務課につきましては市有地の貸付収入ということで64万円ほどの金額が未収になっておりますけれども、また一

覧表を作成してありますので、そこで後ほど提出してご理解いただくということによろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 数字については後ほど書類を出していただきたいんですけども、前年度比に3分の1以上の5億5,900万円というふうに増えたという要因についての説明をお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） この対前年度との関係なんですけれども、ご承知のとおり国の地域活性化の臨時交付金、きめ細やかな臨時交付金ということで繰越明許をさせていただいておりますけれども、その繰越明許の国庫補助金の財源が約8,200万円、まだ入ってきておりません。そういった数字もこの中に含まれているということで、もろもろのそういった積み上げの中で、一つの理由として挙げられるのではないかというふうには思います。

あと、個々につきましては、ちょっと私のほうでは細かくつかんでおりませんが、そういう事情があるということをご理解いただきたいというふうには思います。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 決算委員会でまた質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） ほかにございますか。

11番。

11番（土屋誠司君） 決算において、工事とか物品とか委託料の契約について、昨日の一般質問で言ったんですけども、契約規則は9月1日から改正したわけですね。これについて、通達は18年にしているんですけども、18年から通達どおりにやったら、21年度の決算においては契約規則に反すものがあるのかないのか。あったらどう処理するのかについて伺います。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 今の関係は契約規則21条の2の30%のところかと思います。この件について、昨日も答弁をさせていただきましたが、県内の東部の地区でございますけれども、今回下田市は契約規則を改正いたしましたけれども、あくまでも11市のうちの下田を含めて7市については、県の変更事務処理要領に準じた形でやっておりまして、後の4市につきましては、処理要領を独自で定めてやっているというのが現状でございます。契約規則

の改正を行っているところはございません。

それから、土屋議員のお話の公共調達の適正化についてという、18年の通知のことかと思  
います。この件につきましては、こういう言い方がいいか悪いかはわかりませんが、  
よく国からの天下りの団体、公益法人等との契約に関する各省の運用についての18年8月25  
日の通達というふうに理解をしているところでございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 最初はそうだったかもしれないけれども、いわゆる随契が多いとか、  
そういう問題があってからこういうことが出たわけですね。それで、今までも決算のときに  
たびたび下田市は随契が多くてということがありますので聞いているんですけども。だか  
ら、これに当てはめてやった場合には、21年度はどうなりますか。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 大変申しわけありませんが、契約規則の改正は9月1日までしま  
せんでしたけれども、契約規則、今改正したとおりの30%の変更契約については県の要領を  
準用してやってきていますので、今回契約規則をただはっきり下田市として契約規則の中  
にうたったというだけであって、今までも契約の内容は、だからそういう意味で言うと同じ、  
県の要領に基づいてやってきましたから。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

これをもって、認第1号に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時24分休憩

午後 2時34分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、認第2号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対す  
る質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ないものと認めます。

次に、認第3号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第4号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第5号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

7番。

7番（田坂富代君） 国保特会の市税の概要をちょっと見させていただきまして、一般においては収納率が59.4%と60%を切るという、そういう実態となったわけですが、市税、国保税収納未済額の縮減の努力を監査委員のほうでも指摘されているわけです。ただ、税務課といたしましても、恐らく徴収に関してはしっかり取り組んでいると思われそうですが、払いたくても払えないという人が多くなっているのかなというふうには思っております。そのあたりのことをどのように分析をされているのかお伺いいたします。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 国保税について、非常に徴収率、収納率が悪いというふうには思っています。ここでおわびしなければいけないなと思っています。職員みんな頑張っておりますけれども、なかなか市内の経済等が芳しくないというのもあるかと思えます。それから、国保の制度が、市税なんかの場合は、例えば所得があれば市民税の所得が増えてくるし、資産がたくさんあれば固定資産税がかかってくるというわけなんですけれども、国民健康保険の場合には、何も稼ぎがなくても財産があれば税金がかかってくるか、その世帯に何人いると金額が増えてくると、税金が増えてくるというようなことで、所得に余り関係なく課税されるというような場合がありますし、それから国民健康保険の場合は農漁業とか事業者とか老人とか、比較的生活の所得が低い方々が入る保険制度ですので、この辺がどうしても収納率がよくないというふうには思っています。

それから、下田市の所得の現状ですが、大体1年間に市民税を申告する方が1万500人ほどいらっしゃいます。しかし、200万円以下の所得の方が8,300人ぐらいということで、青い本を持っている方がいれば、市税の内容の本を持っていると、19ページを見ていただければ、

真ん中に課税標準の税率別所得割額等というのがありまして、19ページの3番のところなんです。大体1万580人申告をしている方のうち所得が200万円以下の金額ですと8,369人ということで、8割が200万円以下の方ということで、そのような方がやはり国民健康保険については高い税率、21年度の場合は6割・4割の軽減世代であれば、そんなに払うのは困難ではないかもしれないけれども、ちょっと軽減から外れた人というのは非常に負担が厳しいのかなというようなことございまして、そのような課税制度をただし書き方式を使っている関係で、どうしてもそういうようなことになろうかなというふうに思います。

それから、一昨年から後期高齢者医療制度が始まって、年齢75歳以上の方が比較的収納率、納める率がよかったです。それが後期高齢者のほうへ移ってしまって、若い方が国民健康保険に残るといったようなこともあって、収納率が低くなっています。熱海、伊東にしても大体六十一、二%ぐらいということで、全体的に低くなっております。

徴収率アップの方策については、所得があつたり、財産があつたりする方については、昨年度は170件ほど差し押さえをしております。このようにたくさんしていても、どうしても収納率が上がってこないというような厳しい状況ございまして、ガイドラインという県のほうから地方税法の収納率確保対策の強化という本も出してもらって、収納率をアップしようというようなことで職員は一生懸命頑張っておりますけれども、どうしてもその辺の下田市内の経済状態が厳しいというようなことでありまして、収納率を少しでも上げたいんですが、なかなかそれが結びついていないというようなことで、まことに申しわけないと思っておりますけれども、今後も頑張って収納率アップを図っていきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 後期高齢者の施行に伴って、国保の対象者が大きく変わってくると、こういう事情があったかと思うわけですが、現在の国民健康保険の報酬支払準備基金、積立金は1億6,300万円余あると。そして、今年度の決算におきましても1億8,000万円余の黒字実質収支額と、こういうことで健全に進められていると、数字的にはですね、こういうぐあいに言えようかと思うわけです。

その国保の給付につきましても、一応予算内にとどまっていると。こういう現状ではないかと思いますが、国保の運営の状況をどのように評価をされているのかお尋ねをしたい。

それから、やはり徴収率が8割程度で、2割分の人の保険給付費の部分も負担をせざるを

得ない。こういう実態になっているのではないかと思います、全体の徴収率は介護分も含めて幾らになっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 国保事業の評価をどのようにとらえているかということでございます。

今年度の決算におきましては、先ほど言われましたとおり、給付費についても、昨年よりも減っております、そういった面ではある意味健康な方が増えたのかなと。これは特定健診とか、こういったものを組み合わせてやるということが必要でありまして、あともう一点、こういったことをやることによって国保の安定運営が図られるといった、こういった相関関係がありますので、国保の医療にかかっても、なるべく大病にならないように健康増進を図ると同時に、給付についても適正な給付をお願いする。それで、支払いについても、納税についても公正にやっていただくという、こういった部分であらゆる面からとらえまして、国保の安定運営に努めていきたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） 国保については、現年で86.1%ぐらいという徴収率でございます。今は徴収率が段々悪くなっておりますので、この辺についても払えるのに払わないような納税者については滞納処分をきっちりやっていくと。どうしても払えないという方については執行停止をかけたとかしまして、両輪でやっていきたいなというふうに思っています。

今現在、繰り越しは5億4,000万円ほどあります。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 特定健診等とあわせて健全な運営ができるように努力をされているということですが、多くの給付で透析患者等が1人いると月額40万円以上かかるとか、いわゆる高額の部分はどういう病気の人が増減というんでしょうか、そういうものがどのようになっているのか。それらの人たちへの対策というんでしょうか、そういうものをあわせてあれば、もう少し詳しくお答えをいただきたいと思います。私はずっと言っております1世帯当たり1万円の国保税の減額をしていくと、こういうことが1億8,000万円の黒字があれば、8,000万円もあれば十分できるのではないかと思いますので、その点もあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 疾病の傾向でございますが、そういった傾向を下田市健康増

進計画、こういったものをつくりまして、ちょっと私具体的にどれがどういうふうという、ちょっと今探しているんですが見つからなくて、ちょっとお答えできないんですが、こういった健康増進計画を作成して、健康の維持に努めたり、大病にならないような形で事前の健康維持を図っていく、こういった取り組みをしております。

それと、今回の決算において繰越金が多かったということで、そういったことを見据えまして、6月の議会で保険税の見直しをさせていただいたところでございます。これについては今年の調定額1世帯当たり約4,000円程度下がっているという数字が来ておりますので、そういったこともやってきておりますので、そういったことでお答えをしたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 平成21年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第7号 平成21年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 一昨日の一般質問の中でもたしかどなたかのにあったかと思いますが、140人からの特別養護老人ホームの待機がある。やはり、この会計も大きく予算を余している、こういう現状でありますので、大きく改革をしていく必要があるのではないかと。やはり、この時期に集められた保険料は、今の人たちにきっちりサービスを返していくと、こういう姿勢が必要ではないかと思うわけです。在宅の部分も、特養の部分、施設の部分も、やはりもう少し使いやすいような、使い勝手のいい制度を抜本的に改革をしていく必要があるのではないかと。そうでなければ、保険があっても100人を超える人たちが施設にも入れないという、この実態を直していくことというのはできないのではないかといいに思うわけです。

見直しの時期はいつでしたかね、料金改定も含めて事業計画を3カ年ごとに見直すという仕組みになっていようかと思いますが、それらの体制も含めて、当局の見解をお尋ねしたい

と思います。

議長（増田 清君） 健康増損課長。

健康増進課長（平山廣次君） まず、介護保険料の基準額については、第4期介護保険事業計画の中でも踏まえまして基準額というのを決めておりまして、3万3,000円、年間でございます、月に直すと2,750円でございます。

また、介護事業につきましては、主な事業としては給付サービスの提供ということでございますので、適正なサービス、本人に合った適正なサービスを提供することにうちのほうは努力をしております。

また、これも先ほどの国保と同じなんです、年を取っても介護が必要な状態にならないで、生き生きと生活が送れるようなことを目的として、やはりこれも介護予防事業を中心に据えて行っていきたいという部分もあります。また、これも同じなんです、介護になっても介護度が進まないような形でケアプランを立てて給付をしていくと、こういったものが必要になってくるのかなと。

今の第4期の介護保険事業につきましては、今は23年までの計画でございます、こういった計画の更新時期が来年度になりますので、24年度から新たな第5期介護保険事業計画ということ想定しておりますので、アンケートとか現状の分析とか、これからの課題、これからの動向とかを見据えまして計画の策定に努めてまいりたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第7号に対する質疑を終わります。

次に、認第8号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第9号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第10号 平成21年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第11号 平成21年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

10番。

10番（大黒孝行君） すみません、水道さん、少しお聞かせをいただきたいと思います。

上下水の合併浄化槽の補助に毎年何基かの予算がついておりますが、現在対象地域の普及率というのがわかればお伺いをいたしたいと思います。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） ちょっと申しわけないんですが、上水道事業会計から補助金を出している区域の普及率ということでしょうか。

〔発言する者あり〕

上下水道課長（滝内久生君） それについては、上水道事業としては把握しておりませんので、今ちょっとここでは私のほうからはお答えできませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第11号に対する質疑を終わります。

以上で、認第1号から認第11号までの11会計の決算認定に対する質疑は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第11号までの、平成21年度下田市各会計の歳入歳出決算11件につきましては、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置することになりました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会

条例第8条第1項の規定により、議長において、1番 沢登英信君、3番 伊藤英雄君、4番 土屋雄二君、5番 鈴木 敬君、6番 岸山久志君、7番 田坂富代君、8番土屋 忍君、14番 森 温繁君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正・副委員長を互選していただくため委員会を開催していただきたいと思います。

委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時57分休憩

午後 3時05分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

休憩中、決算審査特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をいたしました結果、委員長に岸山久志君、副委員長に土屋雄二君が選出されましたので、ご報告をいたします。

報第6号・報第7号の上程・説明・質疑

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第6号 平成21年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第7号 平成21年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

当局の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、報第6号 平成21年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告につきましてご説明申し上げますので、お手数ですが、議案件名簿の12ページをお開きいただき、あわせて条例改正関係等説明資料の1ページから7ページまでをご覧くださいと存じます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる自治体財政健全化法は、平成19年6

月22日に公布され、平成21年4月から完全施行されておりまして、地方公共団体の財政の健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業に関する資金不足比率について、平成19年度決算から監査委員の審査、議会への報告並びに財政指標の数値の公表が義務づけられました。

また、財政健全化計画の策定義務づけにつきましては、自治体財政健全化法附則第2条の規定によりまして、平成20年度決算から適用されているものでございます。

自治体財政健全化法の概要につきまして、改めてその趣旨を解説申し上げますと、この法律は地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化、財政の再生等を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としているものでございまして、もとより地方公共団体の財政は住民や住民の代表機関である議会の監視のもとに運営され、健全性が確保されるべきものであることにかんがみ、より一層住民監視の強化を図り、地方公共団体の財政規律の厳正化を高めていくことが重要であるという考え方を具現化する手法の一つでございます。

そのため、地方財政運営に際しましては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに住民のチェック機能を発動させ、財政の早期健全化及び財政の再生等を促していくことを骨子とする早期是正、再生の枠組みを伴った計画の構築が求められているところでございます。

それでは、報第6号でございますが、議案件名簿の12ページをご覧ください、平成21年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するものでございます。

自治体財政健全化法第3条は、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けたのち、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないと規定し、この自治体財政健全化法第3条の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標、いわゆる健全化判断比率につきまして、本年9月8日付で議会へご報告申し上げます。

なお、各指標につきましては、議案の表中に記載のとおり、実質赤字比率は棒線表示、連

結実質赤字比率も棒線表示、実質公債費比率は15.4、将来負担比率は116.9でございます。また、表の括弧内に記載の数値は、自治体財政健全化法施行令第7条第1項第1号の八で定められたそれぞれの自治体の標準財政規模に応じた基準であり、本市の早期健全化基準を示しております。早期健全化基準は、いわゆる黄色信号を示しているもので、本市の場合は実質赤字比率が14.40%以上になると早期健全化の対象となるというものでございます。

以下、他の指標も本市の比率がそれぞれ記載した基準以上になった場合に、早期健全化の対象となり、財政健全化計画を策定しなければならなくなるということでご理解いただきたいと存じます。

早期健全化団体となりますと、市債発行の許可制のほか、財政健全化法第4条では、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政健全化計画を定めなければならないと規定しており、当該計画の内容は早期健全化基準以上となった要因の分析、計画期間、早期健全化の基本方針、各年度の健全化判断比率の見通し等を市長が作成し、議会の議決を経て定めるとともに公表が義務づけられております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして、条例改正関係と説明資料によりご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、健全化判断比率の概要ということで、1の実質赤字比率でございますが、(1)に用語の意義を記載のとおり、実質赤字比率とは一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。本市における一般会計等とは一般会計、下田駅前広場整備事業特別会計及び公共用地取得特別会計の3会計で、(2)の算定式により算定の結果、純計額におきまして繰上充用、その他の実質赤字額は発生しておりません。

なお、平成21年度決算における標準財政規模ですが、説明資料の4ページ、A4判横書きの総括表の健全化判断比率の状況をご覧ください、表の下段に記載のとおり、平成21年度決算における標準財政規模は60億9,995万円となっております。

続きまして、説明資料の5ページをめくっていただき、総括表の連結実質赤字比率等の状況(平成21年度決算)の左側に記載されている表の中ほどをご覧くださいますと、実質赤字比率はマイナス6.34で表示されておりますが、実質赤字比率は黒字の場合にマイナス表示されるため6.34%の黒字という意味合いでございます。

なお、議案中の健全化判断比率を示した表では、赤字額がない場合には棒線で表示してあります。

次に、恐れ入りますが、説明資料の1ページに戻っていただき、中段に記載の2の連結実質赤字比率でございます。

(1)に連結実質赤字比率の意義を記載してありますが、連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。この指標も実質赤字比率と同様赤字額はございませんので、議案の表中においては棒線表示となっております。

お手数ですが、説明資料の5ページをご覧くださいまして、表の右側部分に記載の連結実質赤字比率の一番下をご覧くださいますと、連結実質赤字比率はマイナス13.99と表示されておりますが、これも実質赤字比率と同様、連結実質赤字比率は黒字の場合にマイナス表示されるということで、13.99%の黒字という意味合いでございます。

ちなみに、連結実質赤字比率の早期健全化基準であります19.40%は、自治体財政健全化法施行令第7条第1項第2号の八の規定により、実質赤字比率に一律5%を上乗せしたものでございます。

続きまして、説明資料の2ページをご覧くださいまして、3の実質公債費比率でございますが、実質公債費比率は財政運営上よく使用される指標でございます。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のことで、準元利償還金とは、(2)の算定式のアに記述のとおり、一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充当したと認められるものや、一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどを含むもので、(ア)から(オ)までの合計額でございます。

(2)の算定式にありますとおり、3カ年の平均値であらわしております。説明資料の6ページをめくっていただき、実質公債費比率の状況でございますが、真ん中の表の一番最後をご覧くださいまして、平成21年度におきましては3カ年平均で地方債許可基準の18%を下回る15.4%となり、前年度の16.7%と比較して1.3ポイント改善しております。

その左側をご覧くださいますと、単年度におきましては13.70956%となり、前年度の14.91709%から1.20753ポイント改善しております。

また、実質公債費比率の早期健全化基準は、自治体財政健全化法施行令第7条第1項第3号の規定によりまして一律25%となっております。

なお、公債費の今後の推移についての予測ですが、補償金免除繰上償還等の効果によりまして、今後も引き続き減少傾向で推移するものと見込んでいますが、既存施設の更新事業や

公共施設の耐震化事業などにより新規市債発行も予想されるため、適正な市債発行管理を行うとともに、引き続き行財政改革を推進し、財政の健全化に努める必要があると考えております。

説明資料の2ページに戻っていただきまして、中段以降に記載してあります4の将来負担比率でございますが、将来負担比率の意義は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など(ア)から3ページに記載の(ク)までの合計額でございます。

平成21年度決算に基づく将来負担比率は116.9で、平成20年度決算の137%と比較して20.1ポイント減と大幅に改善しております。

お手数ですが、説明資料の7ページをめくっていただきまして、将来負担比率の総括表でございますが、一番下の表のA欄をご覧ください。本市の将来負担額は190億9,233万6,000円でございます。平成20年度の204億3,727万9,000円と比べて13億4,494万3,000円、6.6%の減額となりました。

将来負担額の内訳は、7ページの一番上の表の左側に記載に一般会計等における地方債の現在高が86億1,676万円、つくし学園の建てかえ建設にかかる社会福祉伊豆つくし会への債務負担行為に基づく支出予定額が5,586万2,000円、それから公営企業等繰入見込額が65億6,793万円で、その内訳は下水道事業特別会計に64億7,849万5,000円、集落排水事業特別会計に8,943万5,000円を繰り出す繰出金の額でございます。

なお、上水道に対しては繰り出しを行っておりませんので、数値はございません。

また、組合等負担等見込額の8億8,601万8,000円は一部事務組合への負担金で、公立湊病院組合が1億2,530万6,000円、下田地区消防組合が1億4,921万1,000円、南豆衛生プラント組合分で6億1,150万1,000円の負担額となっております。

次に、退職手当負担見込額29億6,576万6,000円は、平成21年度において一般職の職員及び常勤特別職が普通退職した場合の試算額及び退職手当事務を共同処理している市町総合事務組合への退職手当負担金積立累計額と累積支給額との差による不足額の合計額を見込んだものでございまして、普通会計に属する一般職の職員と常勤特別職にかかる退職手当試算額が合計20億2,362万8,000円、市町総合事務組合への負担金積立不足額が9億4,213万8,000円で、合計29億6,576万6,000円となり、各費目合計額190億9,233万6,000円が将来負担額となるものでございます。

その将来負担額から、7ページ中断の表に記載の充当可能財源等の充当可能基金12億9,482万1,000円、都市計画税などの充当可能特定歳入16億1,634万4,000円及び地方債現在高等にかかる基準財政需要額算入見込額101億4,323万4,000円の合計額130億5,439万9,000円を差し引いた額が一番下の算式のA - Bの欄に記載の60億3,793万7,000円となるものでございます。

一方、分母となる標準財政規模は60億9,995万円で、そこから元利償還金等にかかる基準財政需要額 算入公債費等の額である9億3,613万9,000円を差し引きますと、C - D欄記載のとおり51億6,381万1,000円となり、本市の将来負担比率は早期健全化基準の350%を下回る116.9%となり、前年度の137%に比較して20.1ポイント改善しているものでございます。

なお、先ほども触れましたけれども、将来負担比率の早期健全化基準は自治体財政健全化法施行令第7条第1項第3号口の規定によりまして、指定都市を除く市町村及び特別区について一律350%となっているものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の12ページに戻っていただきまして、健全化判断比率につきましてはいまご説明申し上げました内容のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字額がないため棒線で表示してあります。実質公債費比率は15.4で、健全化基準の25.0を下回り、昨年度の16.7から1.3ポイント改善し、将来負担比率につきましても116.9で、健全化基準の350.0を下回り、昨年度の137.0と比較して20.1ポイント改善したものでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、お手元に配付させていただいております平成21年度経営健全化審査意見についてに記載のとおり、本年7月30日から8月19日までの間においてご審査いただき、その結果、健全化判断比率の4指標に対する特別な指摘事項はございませんでしたが、「経済の先行きが不透明であり、一般財源総額の大幅な増収が見込めない状況であることから、市債発行管理や行財政改革のさらなる推進等により、なお一層の財政の健全化に努められたい」という趣旨のご意見、ご要望をいただいております。

以上、大変雑駁でしたが、地方公共団体の財政の健全化法に関する法律に基づく、報第6号 平成21年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、報第7号 平成21年度決算に基づく下田市公営企

業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

議案件名簿の13ページ、条例改正関係等説明資料の8ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、平成22年度に公表する資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するものでございます。本法制定の背景、趣旨につきましては、報第6号の説明においてなされておりますので、ここでは省略させていただきます。

それでは、資金不足比率についてご説明申し上げます。

説明資料の8ページをご覧ください。

資金不足比率でございますが、これは公営企業における資金不足の状況をあらわしたもので、この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、公営企業として経営状況に問題があることとなります。経営健全化基準は20%とされており、これを超えた場合は実質赤字を解消するために議会の議決を経た上で、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足比率は、資金の不足額を事業規模で除して算出されます。アからエは、それぞれの額の算出根拠でございます。

次に、説明資料の9ページ、10ページをお開きください。

10ページの(8)欄をご覧ください。

(8)欄の各公営企業の数値は剰余額で、不足額はなしとなります。結果、算定式の分子がゼロとなり、資金不足比率はなしとなるものでございます。

議案件名簿の13ページに戻りまして、表でございますが、事業規模の算定については、備考欄記載のとおり、法適用企業は施行令第17条第1号、法非適用企業は施行令第17条第3号の規定によるものでございます。

結果、下田市水道事業会計、下田市下水道事業特別会計、下田市集落排水事業特別会計は、それぞれ資金不足比率なしとなったものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 平成21年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長(増田 清君) 当局の報告は終わりました。

これより各報告ごとに質疑を行います。

まず、報第6号 平成21年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

これをもって報第6号 平成21年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告に対する質疑を終わります。

次に、報第7号 平成21年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） ちょっとわからないんですけども、教えていただければありがたいんですが、単純に言って資金不足というのと起債を起こす、借金をするのはどういうふうに違うのか、そこら辺が簡単にわかりませんか。資金不足にいろいろありますが、そういうのではなくして、資金不足という概念と起債を起こすという概念がどのように違うのか、ちょっとそこら辺わかりやすくご説明願いますか。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 概念というのは私も余りよくわかっておりませんが、あくまでも夕張関係のああいう心配ごとが始まりまして、こういう法律が施行されたと思うんですけども、あくまでも不足比率が単純にないという表現でございますけれども、下水道事業特別会計にしても集落排水にしても一般会計からの繰り出しを受けております。実質的には監査委員からも、不足比率はないんですけども、実態としてはそういう繰り出しを得ているもので健全化に努力をなささいよと、そういう意見がこの報告書の中に書かれていると思います。

あくまでも、一般的な観念でいきますと資金不足があるじゃないかというのはそのとおりだと思いますけれども、あくまでもこの法律の決まりの算出方法にのっとりまして計算された数字が不足額ではなくて剰余額が出てくるということになりますので、今回もその前も感覚的におかしいんじゃないかというご質問があったんですけども、あくまでもこの法律のルールにのっとりた算定式で出した数字については剰余額になるので不足額ではないですよという、そこまでしかお答えできませんということで前もご理解願ったかと思っておりますけれども、詳しくはまた後日お願いします。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって報第7号 平成21年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告に対する質疑を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

11日、12日は休会とし、13日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどをよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、このあと15時35分より本議場において下田市議会全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

午後 3時29分散会